

社外取締役の選任ガイドライン

1. 方針

当社は本ガイドラインにしたがって、当社の経営理念の実現を通して継続的な企業価値の向上に資するという観点から、経営の監督に相応しい人物を社外取締役として選任する。

2. 候補者の要件

当社が選任する社外取締役候補者の要件は以下のとおりとする。

- (1) 誠実な人格と高い識見を有しており、広範な知識と経験を踏まえて、取締役としての職務遂行に必要な意思と能力が備わっていると認められること
- (2) 会社法に規定する取締役の欠格事由に該当していないこと
- (3) 当社の定める社外取締役の独立性基準の要件を満たしていること

3. 選任手続き

当社は前記の要件を満たす候補者について、監査等委員会での審議承認を経た上で取締役会の決議をもって株主総会に取締役候補者選任議案を上程することとする。

4. 本基準の改廃

本基準の改廃にあたっては、監査等委員会の承認を経て取締役会において決議する。

附 則

1. 本ガイドラインは平成27（2015）年10月16日から制定実施する。
1. 本ガイドラインは平成29（2017）年 3月 1日から改訂実施する。

(別紙)

1. 会社法に定める欠格事由

(参照：会社法第331条第1項第2号～同第4号)

- ① 成年被後見人・被保佐人でないこと
- ② 会社法・金融商品取引法・破産法等の罪を犯した者でないこと
- ③ その他の法律上の罪により禁固以上の刑に処せられた者でないこと

2. 会社法に定める社外取締役の要件

(参照：会社法第2条第15号)

- ① 現在、当社または当社の子会社で業務執行取締役等（業務執行取締役、支配人その他使用人）でなく、かつ、当社の取締役に就任する前10年間、当社または当社の子会社で業務執行取締役等であったことがないこと
- ② 社外取締役に就任する前10年間のいずれかの時点で、当社または当社の子会社で取締役、会計参与、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間、当社または当社の子会社で業務執行取締役等であったことがないこと
- ③ 現在、当社の大株主（自然人）、親会社の取締役・執行役・支配人その他の使用人でないこと
- ④ 現在、当社の兄弟会社の業務執行取締役等でないこと
- ⑤ 当社の取締役・執行役・支配人その他の重要な使用人・大株主（自然人）の配偶者・2親等以内の親族でないこと

3. 東京証券取引所が定める独立役員要件

(参照：「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」より抜粋)

- A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- D. 最近において次の（A）から（D）までのいずれかに該当していた者
 - (A) A、B又はCに掲げる者
 - (B) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (C) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (D) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

E. 次の（A）から（H）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

- （A） Aから前Dまでに掲げる者
- （B） 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （C） 上場会社の子会社の業務執行者
- （D） 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （E） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- （F） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （G） 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- （H） 最近において前（B）～（D）又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

以上